

土木工事共通仕様書

令和8年8月

浦安市

市民経済部市民安全課

土木工事共通仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、浦安市都市整備部及び市民経済部市民安全課が発注する土木工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書、浦安市建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。契約約款にいう「仕様書」とは、この仕様書をいう。ただし、特に定める事項については、特記仕様書により発注者が明記するものとする。特記仕様書が付加された場合、この仕様書の条項と特記仕様書に記載されている事項とでは、特記仕様書が優先される。また、この他におけるものについては、全て、千葉県土木工事共通仕様書に従うものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 当該工事の請負契約の当事者及び契約約款第10条に基づき選定された現場代理人をいう。
- (2) 主任技術者等 契約約款第10条に基づき選定された主任技術者、現場代理人又は専門技術者をいう。
- (3) 監督員 契約約款第9条に基づき発注者から受注者に通知された者で、総括監督員、主任監督員、担当監督員の総称をいう。監督員は受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験を実施する。また関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約担当への報告を行う者をいう。
- (4) 設計図書 設計図書とは仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また工事数量総括表を含むものとする。
- (5) 指示 監督員が受注者に対し必要事項（方針、基準、計画等を含む。）を示し実施させることをいう。
- (6) 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (7) 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (8) 提出 監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (9) 提示 監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (10) 報告 受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (11) 通知 発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(設計図書と優先順位)

第3条 受注者は、工事請負契約書、特記仕様書、図面・施工条件の明示に基づいて施工しなければならない。また、工事における設計図書とは下記の事項を言う。

なお、設計図書内の記載事項等に相違がある場合には、下記事項の番号を優先順位とする。

- (1) 現場説明事項及び質疑事項
- (2) 特記仕様書
- (3) 条件明示
- (4) 設計図面
- (5) 設計書
- (6) 本土木工事共通仕様書
- (7) 千葉県県土整備部土木工事共通仕様書

(設計図書の照査)

第4条 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(施工計画書)

第5条 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。また、施工計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）
- (16) その他

2 計画を変更する場合は、監督員と協議し、変更に関連する事項について変更計画書を提出しなければならない。

3 受注者は下請業者リストを作成し、施工計画書（現場組織表）に含め提出しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）及び千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき、施工体制台帳を作成するものはこの限りでない。また、監督員は下請業者経歴書の提出を求める事ができるものとする。

4 受注者は製造業者リストを作成し、施工計画書（使用資材）に含め提出しなければならない。

5 受注者は工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督員に書面により報告しなければならない。段階確認の工種・細別・確認事項は施工計画書に明記するものとする。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は、別に監督員が定められるものとする。

6 提出期限の厳守 受注者は第4条の設計照査を実施し、その内容を反映した施工計画書を必ず工事着手前に提出しなければならない。

なお、提出期限については工事着手の7日前までとする。

(コリンズ（CORINS）への登録)

第6条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、

日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。ただし、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（監督員）

第7条 当該工事における監督員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。

2 監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（主任技術者等の通知）

第8条 受注者は、契約約款第10条により、着工に先立ち現場代理人及び監理技術者若しくは主任技術者等を定め、選任届に経歴書・資格者証等（写）及び健康保険被保険者証等（写）を添付し、監督員に提出しなければならない。

（主任技術者等の専任期間）

第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

（工事用地等の使用）

第10条 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

（工事の着手）

第11条 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事請負契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

（工事の下請負）

第12条 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(施工体制台帳)

第13条 受注者は、その一部を下請負に付したときは、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2 第1項の受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）、主任技術者（下請負者を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 ○○建設株式会社 印

[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2]所属会社の社印とする。

[注3]写真は本人と分かるもの。（脱帽、マスク、サングラスは外す）

図1-1 名札の標準図

(施工体制の点検)

第14条 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第3項により監督員から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(受注者相互の協力)

第15条 受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

(調査・試験に対する協力)

第16条 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下

請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5 受注者は、当該工事が浦安市低入札価格調査委員会規程第1条に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合、委員会からの求めに応じて、事情聴取や資料の提出に応じなければならない。
- 6 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

(工事の一時中止)

第17条 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的(以下「天災等」という。)な事象による工事の中断については、契約約款第27条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。
- 3 第1項及び第2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

(設計変更)

第18条 設計変更等については、契約約款第18条から第26条及び千葉県土木工事共通仕様書に記載する事項のほか、その具体的な考え方や正規の手続きについては、「浦安市建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン(令和4年4月)」によることとする。

(工期変更)

第19条 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約約款第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約約款第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第20条 受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点とする。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、監督員に提出しなければならない。

4 契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡場所からの積み込み、荷下しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。

5 受注者は、契約約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。

6 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。受注者は、支給材料並びに貸与品についてその受払状況を記録した帳票を備え付け、常にその残高を明らかにしておく。

(工事現場発生品)

第21条 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したもののについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

(産業廃棄物)

第22条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物が50トン以上である事業者は、千葉県定める様式にて産業廃棄物処理計画書を管轄の地域振興事務所に提出しなければならない。

なお、産業廃棄物処理計画書には次のものを添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理に関する委託契約書

(2) 産業廃棄物処理業許可証の写し

(3) 産業廃棄物収集運搬車証の写し

(4) 産業廃棄物搬出経路図

(5) 契約した産業廃棄物処理場の写真

(6) 工事竣工検査時において、最終処分票について3者(受注者、監督員、検査監理課)で確認を行うこと。

(建設副産物)

第23条 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督員の承諾を得なければならない。

2 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取り扱いに当たっては、「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。

なお「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、受注者は「建設副産物処理承認申請書（別紙－1）」を作成し、収集運搬と処分を委託する場合には委託契約書の写しを申請書に添付すること。また処理後は「建設副産物処理調書（別紙－2）」を発注者に提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票・写真）を監督員に提出すること。

3 産業廃棄物管理票は電子マニフェスト方式の提出を推奨する。提出はマニフェスト情報が確認出来る電子媒体又は受渡確認票を印刷し提出すること。処理場の対応が紙マニフェスト方式のみ対応している場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

4 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）並びに建設副産物適正処理推進要綱等を遵守しなければならない。

5 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無に関わらず、請負金額が100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。また、最終請負金額が100万円以上の工事について「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、「建設副産物情報システム（COBRIS）」を利用し適正に登録・作成しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事を請け負う場合は、事前説明（法第12条）、工事請負契約書への記載（法第13条）、分別解体等及び再資源化等の実施（法第9条及び16条）、完了報告（法第18条）等により、分別解体等及び再資源化等を実施しなければならない。

（工事書類の作成）

第24条 工事書類に当たっては、「土木工事書類作成マニュアル（令和6年4月）」（千葉県県土整備部）に基づき作成するものとする。

（<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyuu/kouji-manyual.html>）

（書類の整理・提出）

第25条 受注者は、工事中、工事日誌・材料受払い簿・納入伝票・各種試験表・打合等の記録（工事写真を含む。）等を常に整理して、監督員が要求した時には、閲覧に供さなければならない。

2 受注者は、契約約款第11条に定めるもののほか、契約履行に関する図書及び別に監督員が提出を求めた全ての図書は、必ず監督員を経由し提出しなければならない。

（完成図書の提出）

第26条 受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

- (1) 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む。）（様式1）
- (2) 施工計画書
- (3) 完成図面
- (4) 工事写真
- (5) 工事履行報告書
- (6) 段階確認書

（工事完成図）

第27条 工事完成図は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づき作成するものとする。（http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html）

（ウイルス対策）

第28条 受注者は、監督員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

（工事完成検査）

第29条 受注者は、契約約款第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満

たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査監は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
 - (3) 週休2日の履行状況
- 5 検査監は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して修補の指示を行うことができるものとする。
- 6 第1項から第5項に定めるもののほか、完成検査の実施について必要な事項については、浦安市検査要綱（昭和59年4月10日告示第19号（令和4年1月4日告示第1号による改正））の規定に従うものとする。

（出来形検査等）

第30条 受注者は、契約約款第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約約款第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、契約約款第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、第1項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 検査監は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - (3) 週休2日の履行状況

- 4 受注者は、検査監の指示による修補については、第29条第5項の規定に従うものとする。
- 5 発注者は、出来形検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 6 受注者は、契約約款第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 7 第1項から第6項に定めるもののほか、出来形検査等の実施について必要な事項については、浦安市検査要綱の規定に従うものとする。

（引渡し）

第31条 竣工後の引渡しについては、監督員（予算執行課長）及び受注者、双方の確認のもとに引渡書（別紙－3）を作成し、その期日を持って引渡日とする。引渡し前の不測の事態については、受注者の責任において復旧・補修しなければならない。

（部分使用）

第32条 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

- 2 受注者は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）の後に中間検査を受けるものとする。
- （施工管理）

第33条 受注者は、工事の施工に当っては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

- 2 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
- 8 受注者は、千葉県県土整備部が定める施工管理基準により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

- 9 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

(作業予定の報告)

第34条 受注者は、施工計画書で報告した施工段階において、作業予定表を監督員に報告し提出しなければならない。また、報告内容に変更等が生じた場合や、監督員が特別に報告を求めた場合は、速やかにそれを報告しなければならない。

- 2 受注者は、各週末までに次週の作業予定表を監督員に提出しなければならない。作業内容に変更等が生じた場合や、監督員が特別に求めた事項については、速やかに監督員と協議しなければならない。

(履行報告)

第35条 受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（別紙－4）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

(週休2日の対応)

第36条 受注者は、「浦安市週休2日制工事実施要領」に基づき、週休2日に取り組むこととする。ただし、下記事項のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 緊急復旧工事
- (3) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事

(工事関係者に対する措置請求)

第37条 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(工事中の安全確保)

第38条 受注者は、土木工事安全施工技術指針（令和4年2月改正）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）及び作業船団安全運航指針（（社）日本海上起重技術協会）、JIS A 8972（斜面・

法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示第469号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 4 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。
- 7 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 8 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 9 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 10 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 11 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 12 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
 - 13 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。
 - 14 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海岸管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 - 15 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
 - 16 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
 - 17 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 - 18 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

い。

- 19 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- 20 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 21 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。
- 22 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

(後片付け)

第39条 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

(事故報告書)

第40条 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

(環境対策)

第41条 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日建設省経機発第58号による改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 5 受注者は、海や河川に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するとき、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵

守させるものとする。

8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

9 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当っては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。

（文化財の保護）

第42条 受注者は、工事の施工に当たっては文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

（工事現場における説明性の向上）

第43条 受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、地域住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

（地元対策等）

第44条 地域住民・商業関係者の対応には注意を払い、良好な関係を保つこと。また、工事中沿道住民等より苦情又は、意見等があった場合には、丁寧に対応し、直ちに監督員に報告するとともに、適切な措置をとらなければならない。

2 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、地域住民等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

4 工事着工前に工事予告看板を設置し、地域住民に工事を周知すること。また、設置箇所・内容については、監督員と別途協議すること。

5 住宅地では安全運転に留意すること。

6 路上駐車及び作業時間前に路上待機しないこと。

7 工事車両のフロントには工事名を掲げること。

8 現場作業関係者は、常に身分証明書等を携帯し、名札を身につけること。

9 地域住民の生活環境を保護するため、排出ガス対策型・低騒音型・（超低騒音型機械）を使用すること。（※超低騒音型機械の使用は監督員の指示によるものとする。）

10 工事区間内の施工場所において、民地の塀等の外構に破損のある場合は事前に調査を行うこと。破損等の状況を簡易図・写真に記録し、これを所有者に報告し了承を得た後、延滞無く監督員に報告をすること。

11 掘削場所に塀等の外構がある場合には、その構造を十分に把握し、施工の安全性と事故防止に努めること。

12 地域住民に対し、作業内容、作業スケジュール等の周知をしてから工事に着手すること。

13 現場においては、現場代理人に限らず作業を行う者すべてが、工事内容を正確に把握し、地域住民に対し誠意をもって対応すること。以上のことについては、下請業者にも十分指導すること。

（交通安全管理）

第45条 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第29条によって処置するも

のとする。

- 2 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 3 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、運転手の休憩時間を含めたその他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。過積載等による違法運行を行うダンプトラックに対しては工事現場に立ち入らせない措置をするものとする。
- 5 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（建関道管第756号昭和40年10月14日（国関整道管第8号令和元年5月21日による改正））に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 9 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 10 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 11 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可、又は道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

（諸法令の遵守）

第46条 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、千葉県土木工事共通仕様書に掲載されている法令の他、市条例等も含むものとする。

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、速やかに発注者に報告し、当該法令に基づいた対応と是正に努めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適切な場合や、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

（官公庁等への手続）

第47条 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 6 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(施工時期及び作業時間の変更)

第48条 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、日曜日及び祝日又は夜間に、作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

(工事測量)

第49条 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 3 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 4 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

- 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 6 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

(不可抗力による損害)

第50条 受注者は災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

- 2 契約約款第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合は、波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められるときとする。
 - (2) 降雨に起因する場合は、以下のいずれかに該当するときとする。
 - ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - イ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ウ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - エ その他設計図書で定めた基準

- (3) 強風に起因する場合は、最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あったときとする。
- (4) 河川沿いの施設にあっては、河川の氾濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生したときとする。
- (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合は、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるときとする。
- (6) 契約約款第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第28条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

（特許権等）

第51条 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

（保険の付保及び補償）

第52条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

2 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

3 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

4 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

5 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

6 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

（臨機の措置）

第53条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

2 監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（石綿使用の有無）

第54条 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。

2 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。

3 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

（新技術の活用の促進）

第55条 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

※「NETIS」新技術情報提供システムウェブサイト

(<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>)

(個人情報)

第56条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章第2節の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

5 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書別紙－5を発注者に提出しなければならない。

7 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

8 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

9 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第57条 受注者は、契約後速やかに熱中症対策に資する現場管理費の補正の有無について、打合せ簿により監督員と協議するものとする。

2 この補正は「浦安市熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する取扱要領」に基づき行うものとする。

別紙－ 1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期 年 月 日～ 年 月 日
処理期間 年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住所
電話番号

建設副産物	建設発生土 (m3)	路盤廃材 (m3)	アスファルト・コンクリート塊 (トン)	コンクリート塊 (トン)	建設汚泥 (トン)	
処理場所 所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m2＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用 (円)						
運搬距離 (km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請		

- (注) 1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
4. 処理費とは、運搬費を含まない単位当たり処理費とする。
5. この申請書は1部提出すること。

別紙－2

建設副産物処理調書

工事名
工事場所

工期 年 月 日～ 年 月 日
処理期間 年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住所
電話番号

令和 年 月 日

建設副産物	建設発生土 (m3)		路盤廃材 (m3)		アスファルト・コンクリート塊 (トン)		コンクリート塊 (トン)		建設汚泥 (トン)			
処理場所												
運搬距離	k m		k m		k m		k m		k m		k m	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

引 渡 書

(宛先) 浦安市長 内 田 悦 嗣

受 注 者 住 所
受 注 者 名 称 ・ 代 表 者 氏 名

下記の物件について竣工となりましたので引渡します。

記

工 事 名 ：

工 事 箇 所 ：

竣 工 検 査 日 ：

請 負 金 額 ：

引 渡 日 ：

以上

※ 引渡以前の不慮の事態による補修については、受注者が責任を持って改善・補修を行うものとする。(引渡日を含む)
 なお、明らかに受注者の過失と思われる事項については上記の限りではない

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

(※証明者について、工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

工事打合せ簿

[illegible]

承認区分は浦安市建設工事請負に係る設計変更等ガイドラインによる

担当部 副市長	担当部 部長	担当部 次長	総括 監督員	課長補佐	主任 監督員	監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※承認欄は各部署の扱いに合わせる。 (営繕課に監督依頼をしている場合は、担当課長を加えること。)

土木工事共通仕様書第44条5項の取扱いについて

「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」

(昭和37年8月30日 道発第372号 建設省道路局長通達)

「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」

(平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 国土交通省道路局長通達)

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。

なお、標示板の設置に当っては、別紙様式－1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

車輛等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

(迂回路の標示)

道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置に当っては、別紙様式－2を参考とするものとする。

(色彩)

道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

(管理)

道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。



別 表 備 考

一 様式1

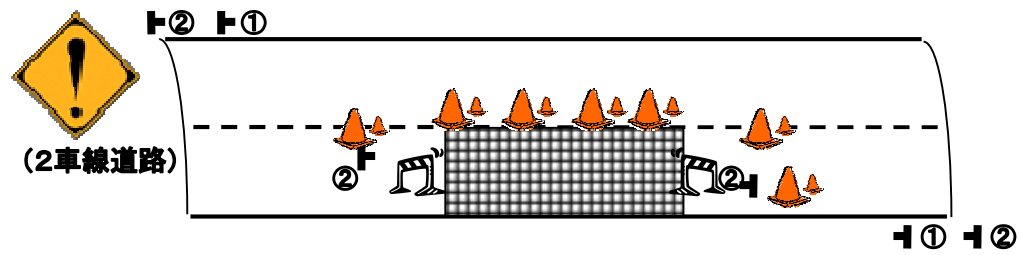
- (1) 色彩は「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

二 様式2

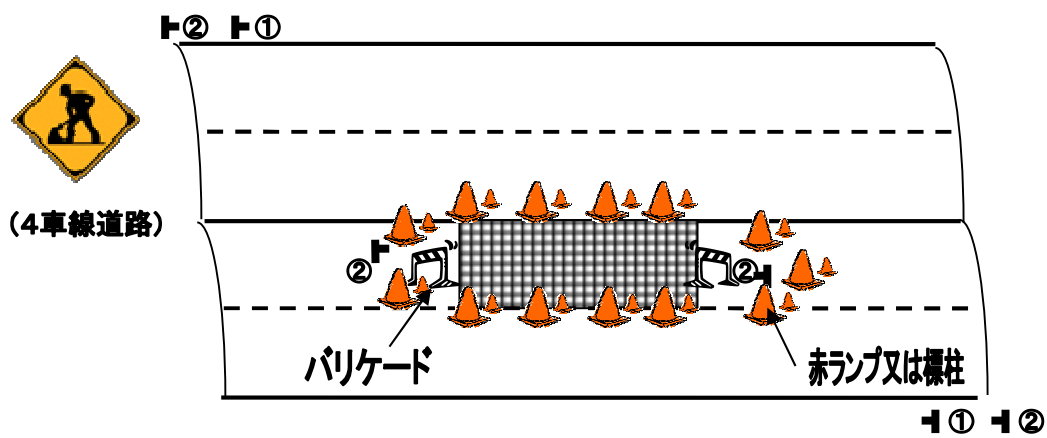
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考（１） 車線の一部分が工事中の場合の標示例

①必要があれば設置する

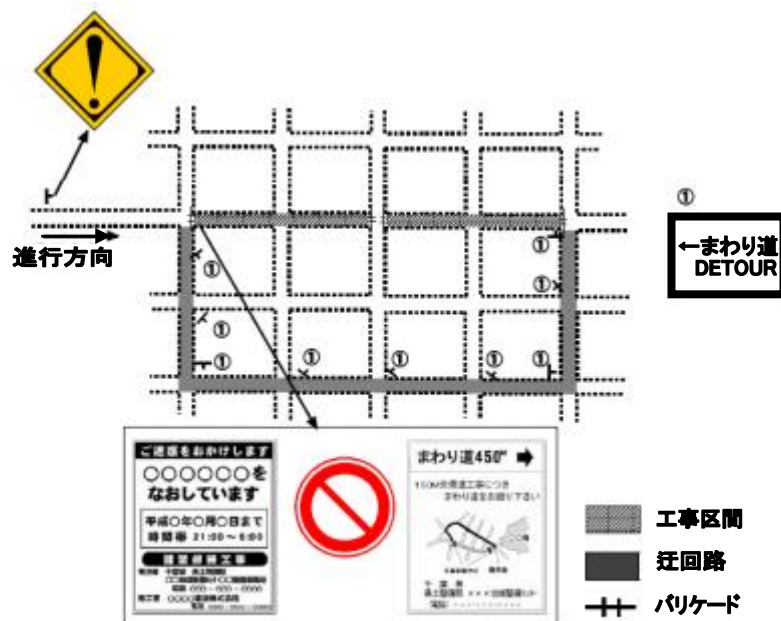


②

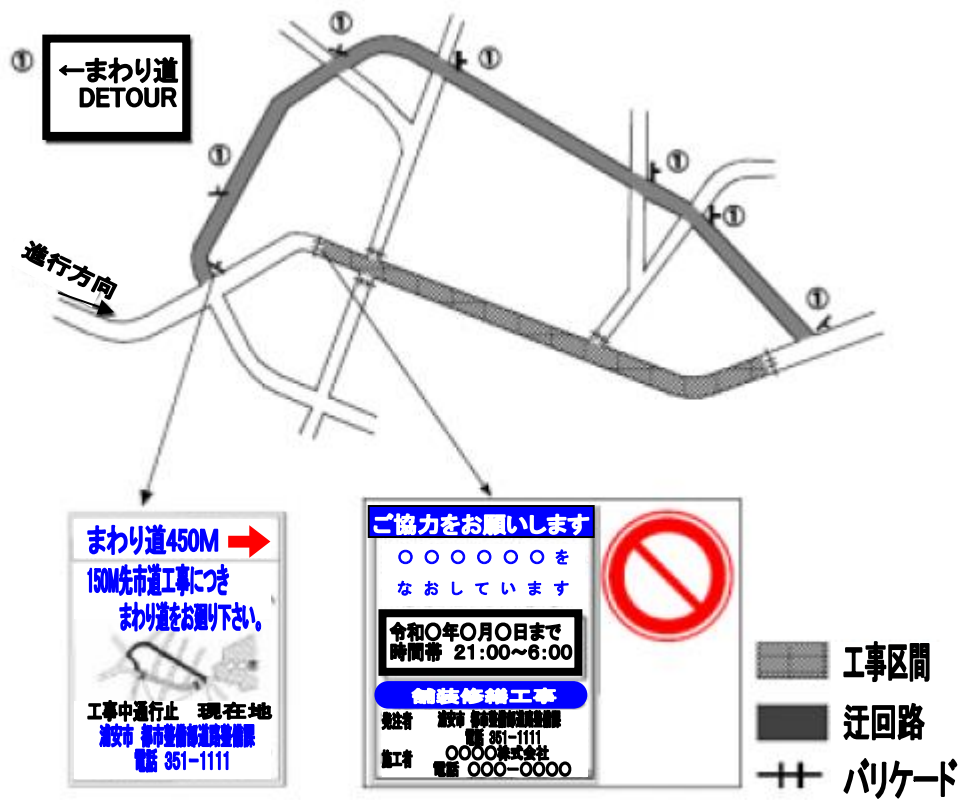


参考（２） 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）

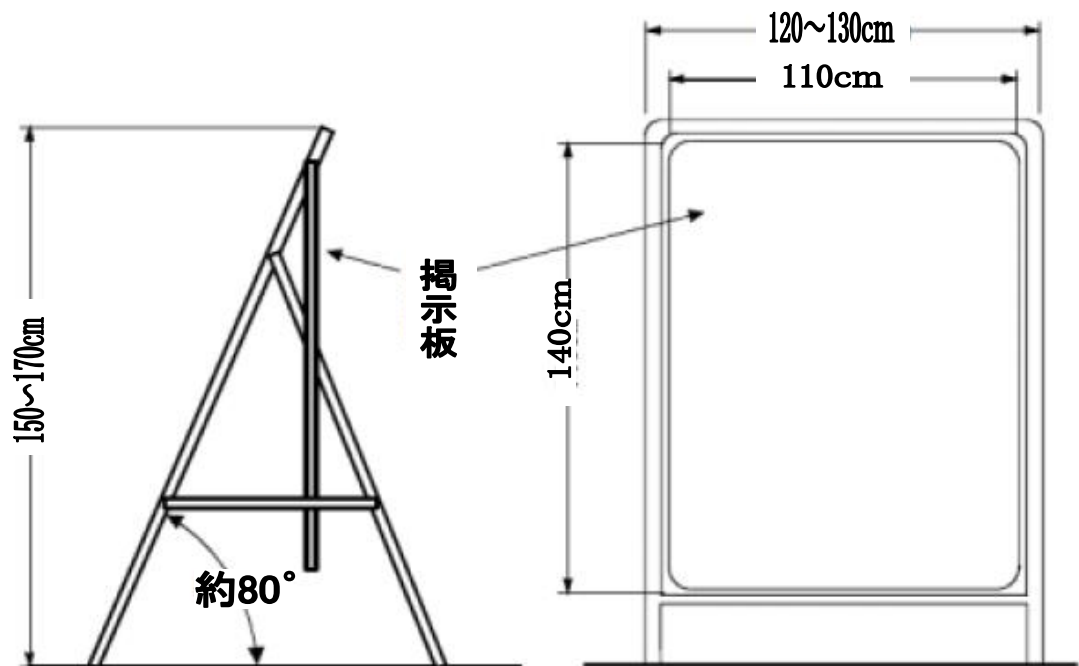
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（３） 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（４） 設置方法の一例



道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお標示板の設置に当っては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお標示板の設置に当っては、様式2及び図1を参考とするものとする。

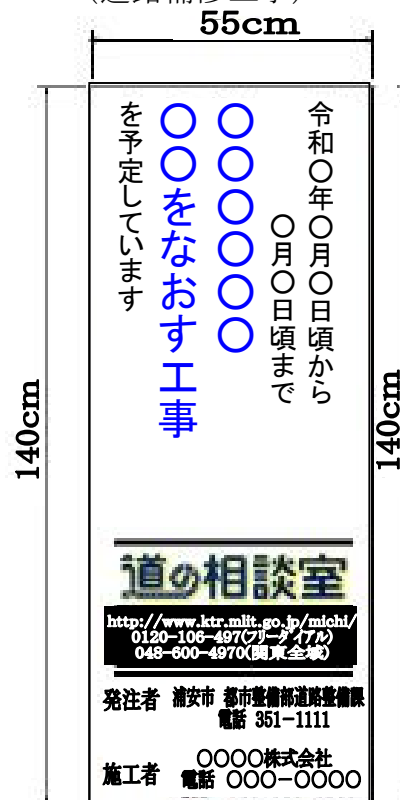
3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当っては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

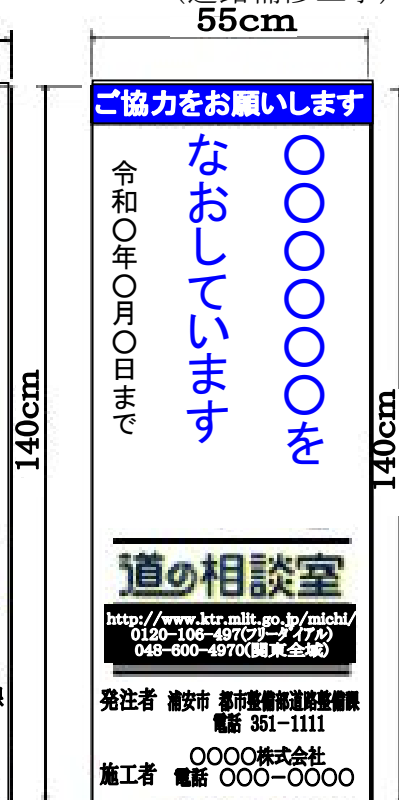
なお標示板の設置に当っては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(様式1) 工事情報看板
(道路補修工事)



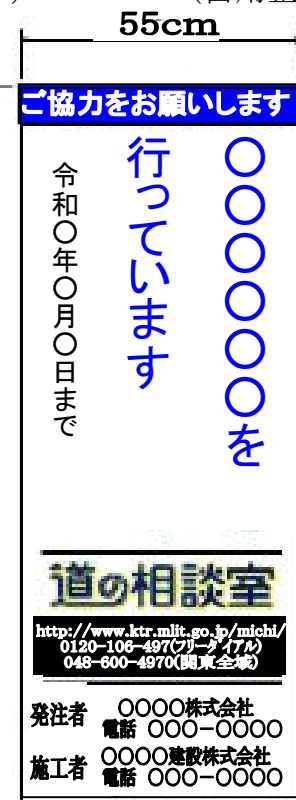
(様式2) 工事説明看板
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板
(占用企業工事)



(様式4) 工事情報看板
(占用企業工事)

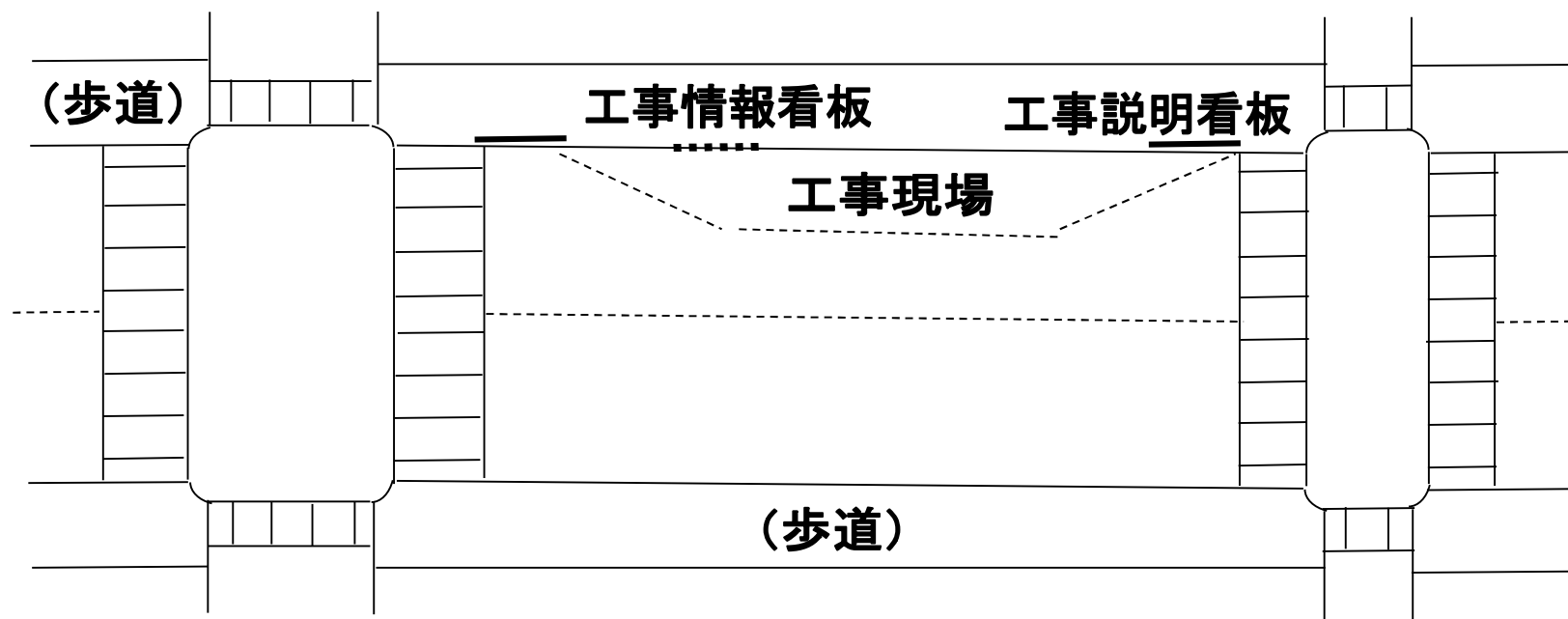


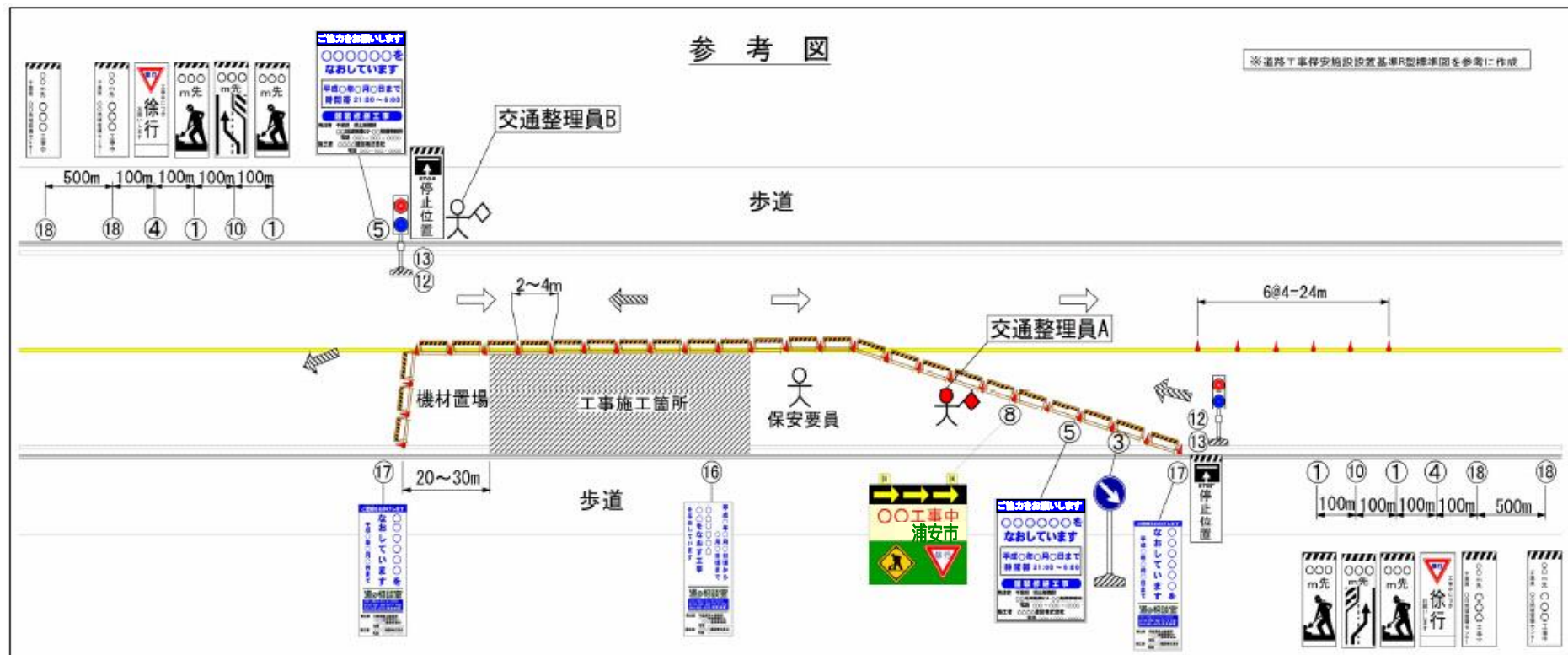
(様式備考)

(1) 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図 1 標示板の設置場所





※夜間、片側交互通行の場合

交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、常時一人以上配置することが必要

交通整理員（誘導員）A：検定合格警備員

交通整理員（誘導員）B：交通誘導員A 以外の交通誘導に従事

区画線等補修工事特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 本工事に際しては、浦安市市民経済部市民安全課土木工事共通仕様書による。
- (2) 本工事の内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議し監督員の指示を受けること。

2. 工事の概要

・施工箇所1（幹線5号線）

区画線（実線 15cm）	L=2,070.0m
区画線（実線 45cm）	L=63.0m
区画線（破線 15cm）	L=200.0m
区画線（記号 実線15cm換算）	L=28.0m

・施工箇所2（市道第6-51号線）

区画線（実線 15cm）	L=1,970.0m
区画線（破線 15cm）	L=200.0m
区画線（破線 45cm）	L=11.0m
区画線（記号 実線15cm換算）	L=300.0m

・施工箇所3（幹線3号線）

区画線（実線 15cm）	L=1,370.0m
区画線（実線 45cm）	L=66.0m
区画線（記号 実線15cm換算）	L=64.0m

・施工箇所4（市道第6-36号線）

区画線（実線 15cm）	L=690.0m
区画線（破線 15cm）	L=110.0m

・施行箇所5（市道第6-52号線）

区画線（実線 15cm）	L=710.0m
区画線（破線 15cm）	L=85.0m

・施行箇所6（住宅地内）

区画線（記号 実線15cm換算）	L=130.0m
------------------	----------

なお、施工箇所は図面の赤色の部分とする。施工方法については溶融式手動とする。

3. 工事の指示

- (1) 業務の指示は「浦安市建設工事監督要綱第 16 条」に定める監督職員指示書（第 5 号様式）によるものとし、履行期限までに業務を完了しなければならない。
- (2) 緊急の場合において、業務の指示は電話連絡によることもできることとし、後日（1）における手続きを行う。

4. 工期

- ・本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日制工事（発注者指定方式）である。
- ・本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。なお、当該制度の取扱いについては「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」（以下「フレックス要領」という。）に基づき、工期については下記のとおりとする。

- (1) 工事着手期限日 契約締結日から 10 日以内
- (2) 工期の終期日 令和 8 年 12 月 18 日まで
- (3) 留意事項

ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかにフレックス要領に定める工事着手日通知書を発注者に届けなければならない。

イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 26 条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第 10 条に基づく現場代理人の設置を要しない。

エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所等の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。

オ 前払金は、工事着手日の 10 日前までは請求できない。

5. 工事施工時間

- (1) 本工事の作業時間は 9:00～17:00 とするが、施工時間については浦安警察署の指示に従い、基本的に夜間の交通については開放するものとする。

6. 安全対策

- (1) 安全管理対策

ア 工事の施工にあたり、交通規制を伴う場合は誘導警備員及び保安施設を適切に配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。

イ 請負者は、工事の施工にあたって交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分に注意すること。

ウ 工事施工箇所では工事関係者以外の者が通行する場合などにあたって通行に注

意を要する時は、当該箇所にバリケード及び照明灯等を、監督員と協議のうえ設置すること。

エ 塗装後ただちに車両及び通行者による逃着防止のため防護施設を交通の支障が極めて少ないように配置し、乾燥後はすみやかに撤去しなければならない。

オ 現道上の作業にあたり、浦安警察署の許可を得ること。

7. 施工の中止

- (1) 降雨、気温の低下により施工に適さないと判断された場合は、すみやかに中止し、監督員に報告するものとする。

8. 跡片付け

- (1) 塗装が終了したならば、はみ出した塗膜や、たれこぼした塗料は必ず除去するものとする。

9. 材質及び品質

- (1) 塗料

塗料は顔料、体質材及び反射材からなる固定成分と結合材（合成樹脂）を調合した熱可性化合物でJIS K 5665 の3種1号に適合するものを使用するものとする。

- (2) 品質証明

塗料の品質証明を監督員に提出するものとする。

10. 施工

- (1) 材料の熔融

塗料は概ね180～220℃まで加熱し、作業性、接着性、仕上りに適した一定粘度の塗料供給ができるものとする。

- (2) 路面の清掃

ア 路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、ほうき、デッキブラシ及びガスバーナー等を用いて完全に取り除くものとする。

イ 路面表示の抹消にあたっては既設表示を塗りつぶす工法を取ってはならない。

ウ 既設の区画線への再塗装の場合は、旧塗料の密着具合を調べ、はがれるおそれのある箇所は除去するものとする。

エ 区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去に心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

- (3) 作図

作図にあたっては事前に監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

- (4) プライマー塗布

塗布は、路面に均等に塗に残しのないよう入念に行うものとする。

(5) 塗装

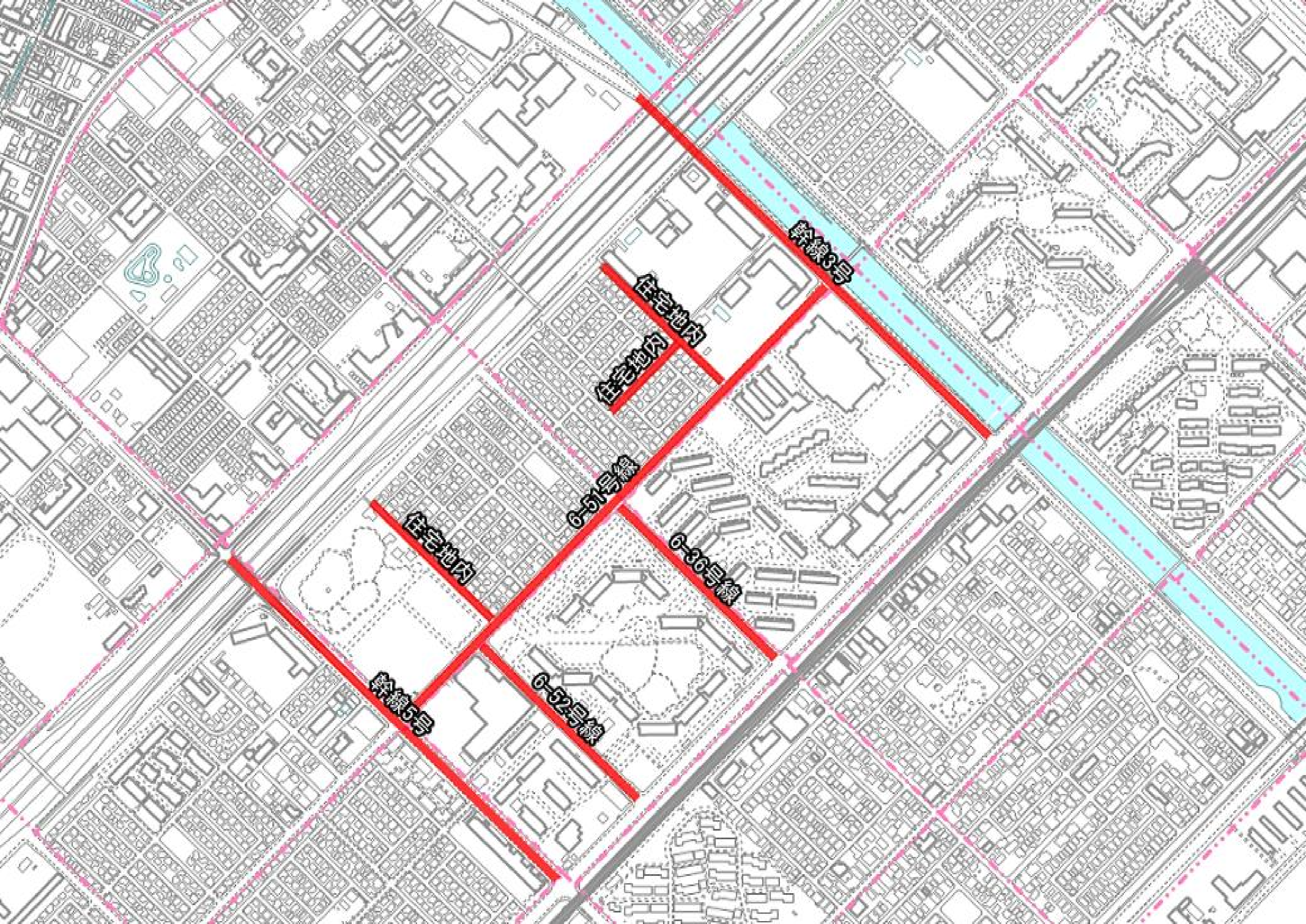
ア 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、量等のチェックを行い監督員の承諾を受けるものとする。

イ 塗装は、プライマーの溶剤乾燥後に行うものとする。

ウ 塗装の仕上げ厚さは1.5 mmを標準とする。

1 1. その他

- (1) 必ず、現場での工事実施前に設計照査を実施すること。なお、設計照査の結果、数量等に変更が生じる場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、現場での工事実施前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 契約期間内に工事検査を実施するとともに、検査に合格しなければならない。



線3号

住宅地内
住宅地内

6-31号線

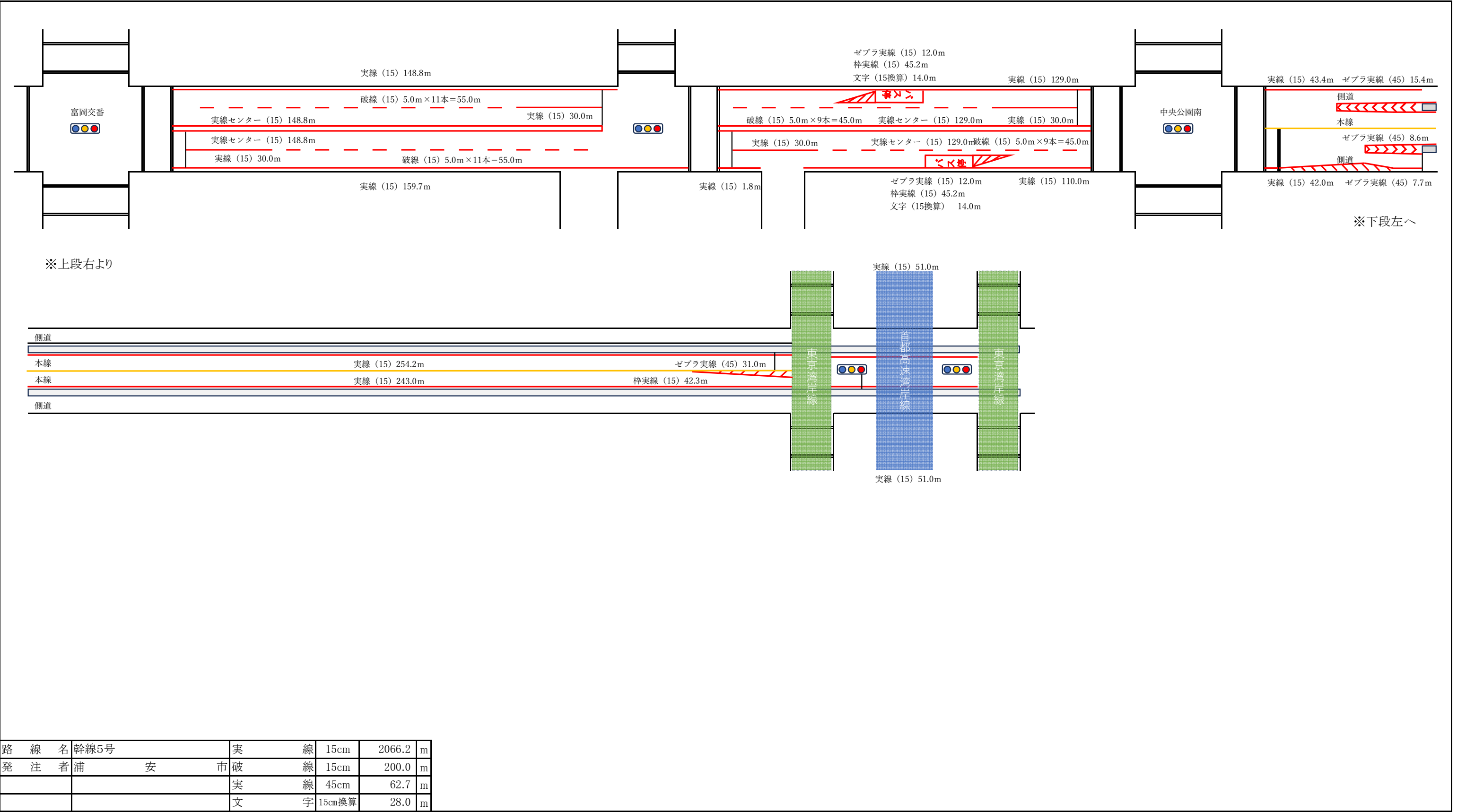
6-36号線

住宅地内

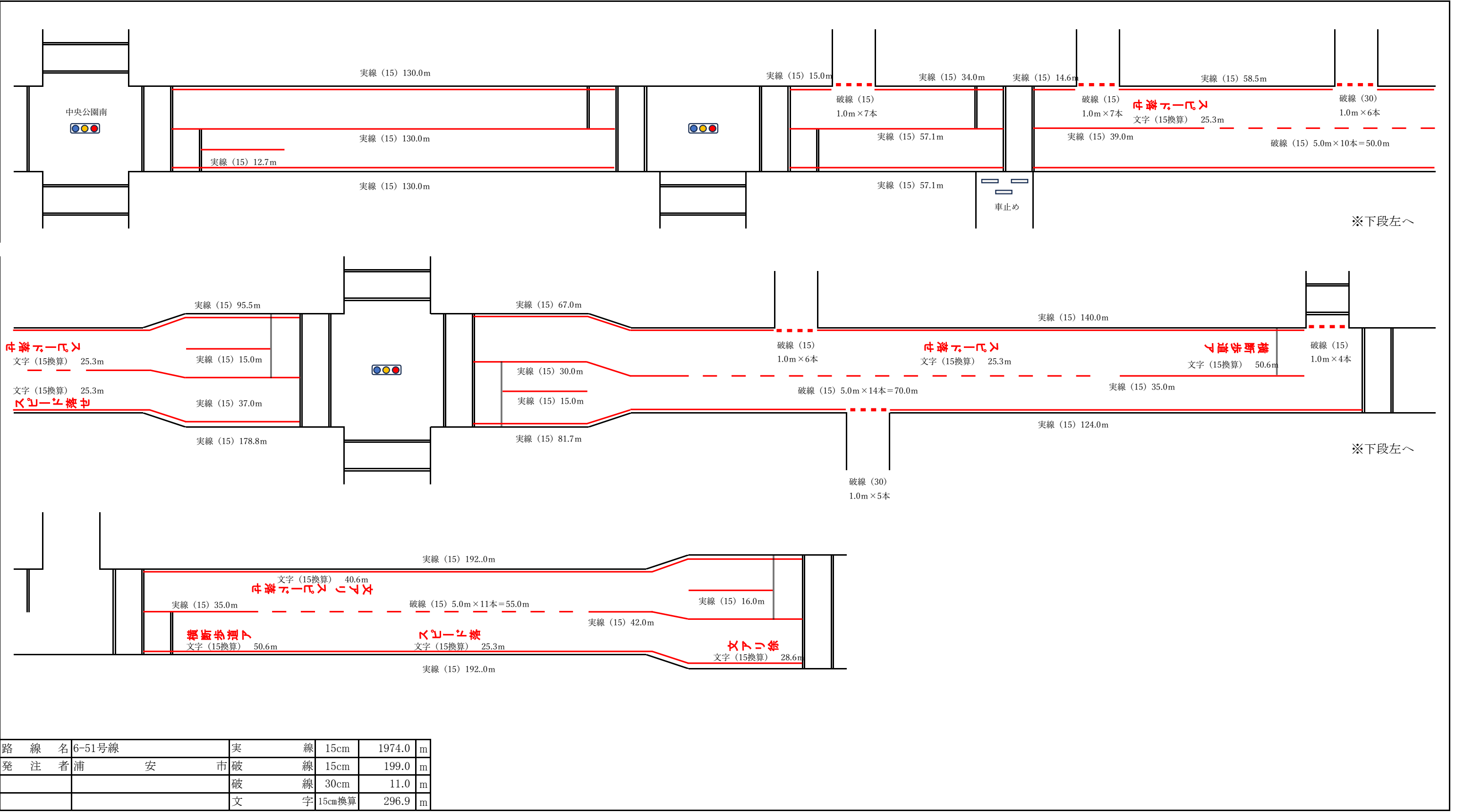
6-32号線

線5号

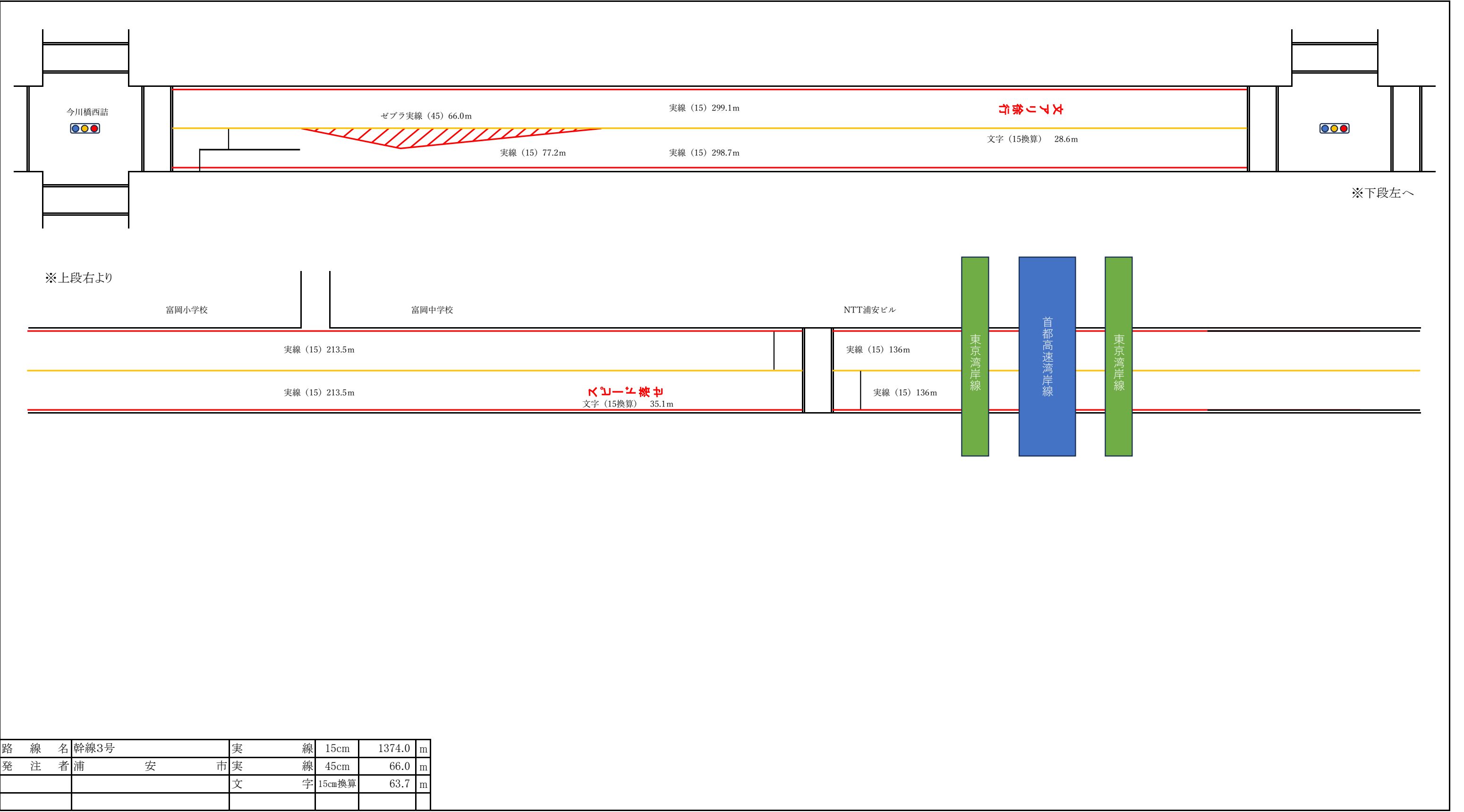
区画線施工図



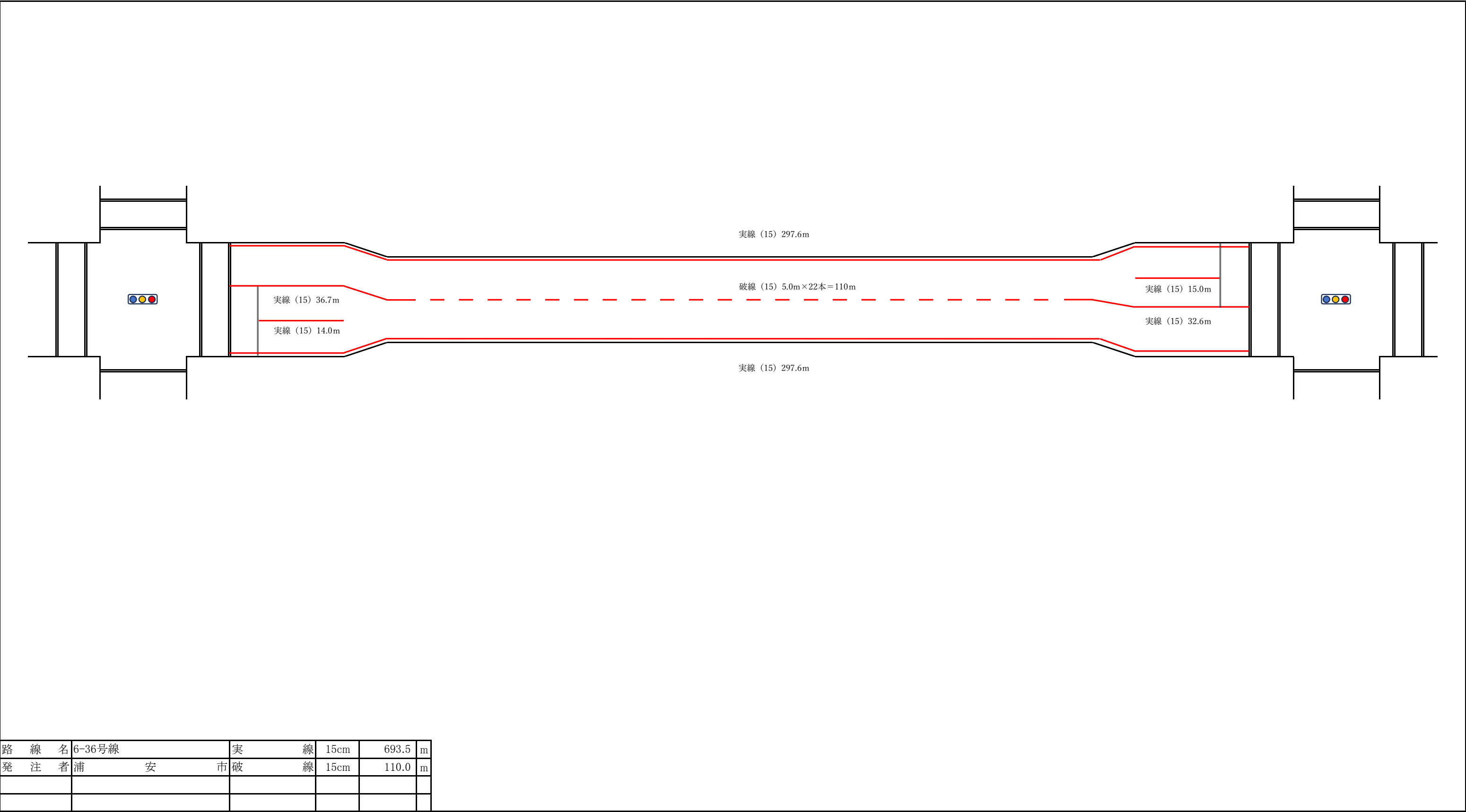
区画線施工図



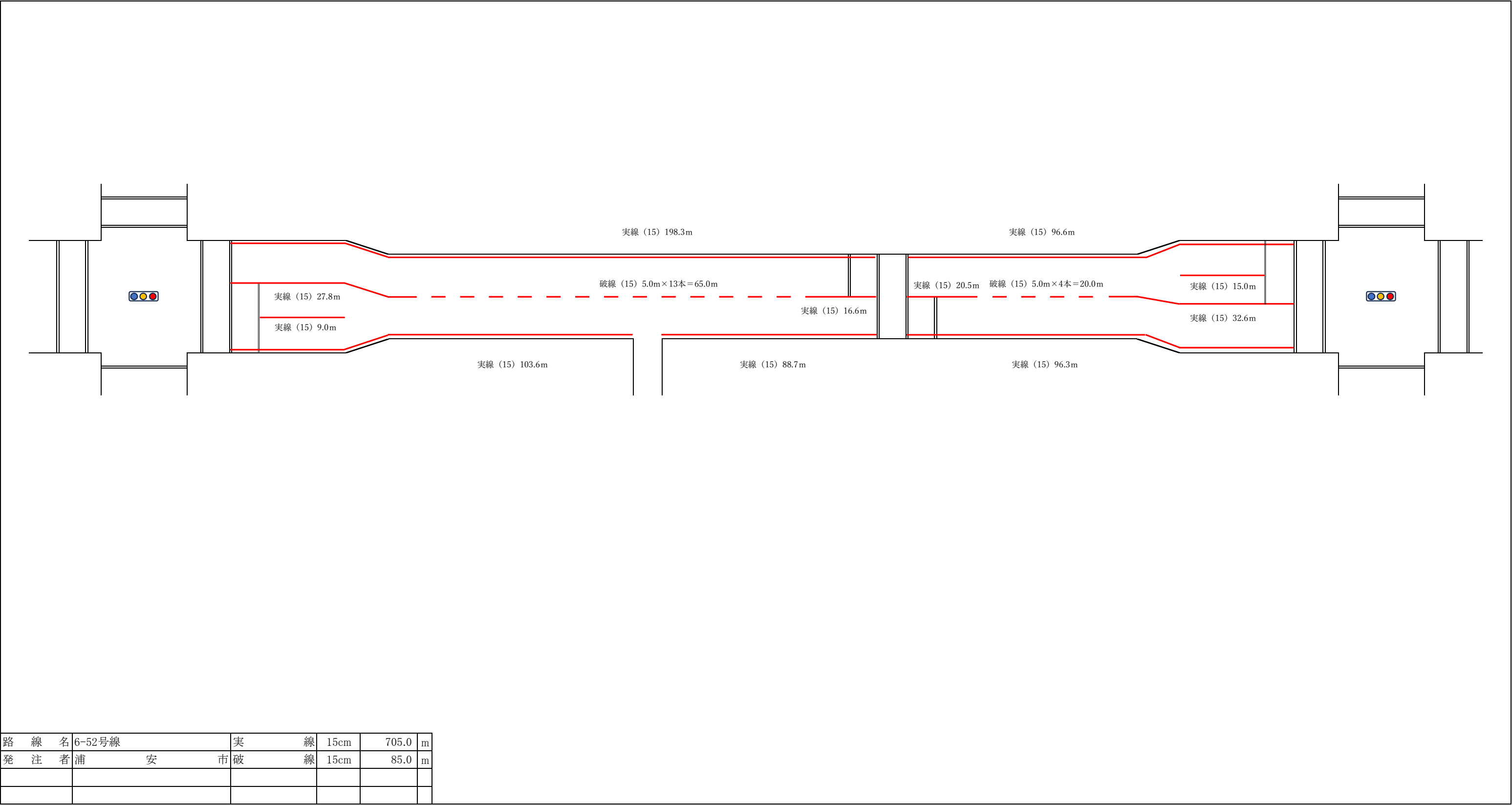
区 画 線 施 工 図



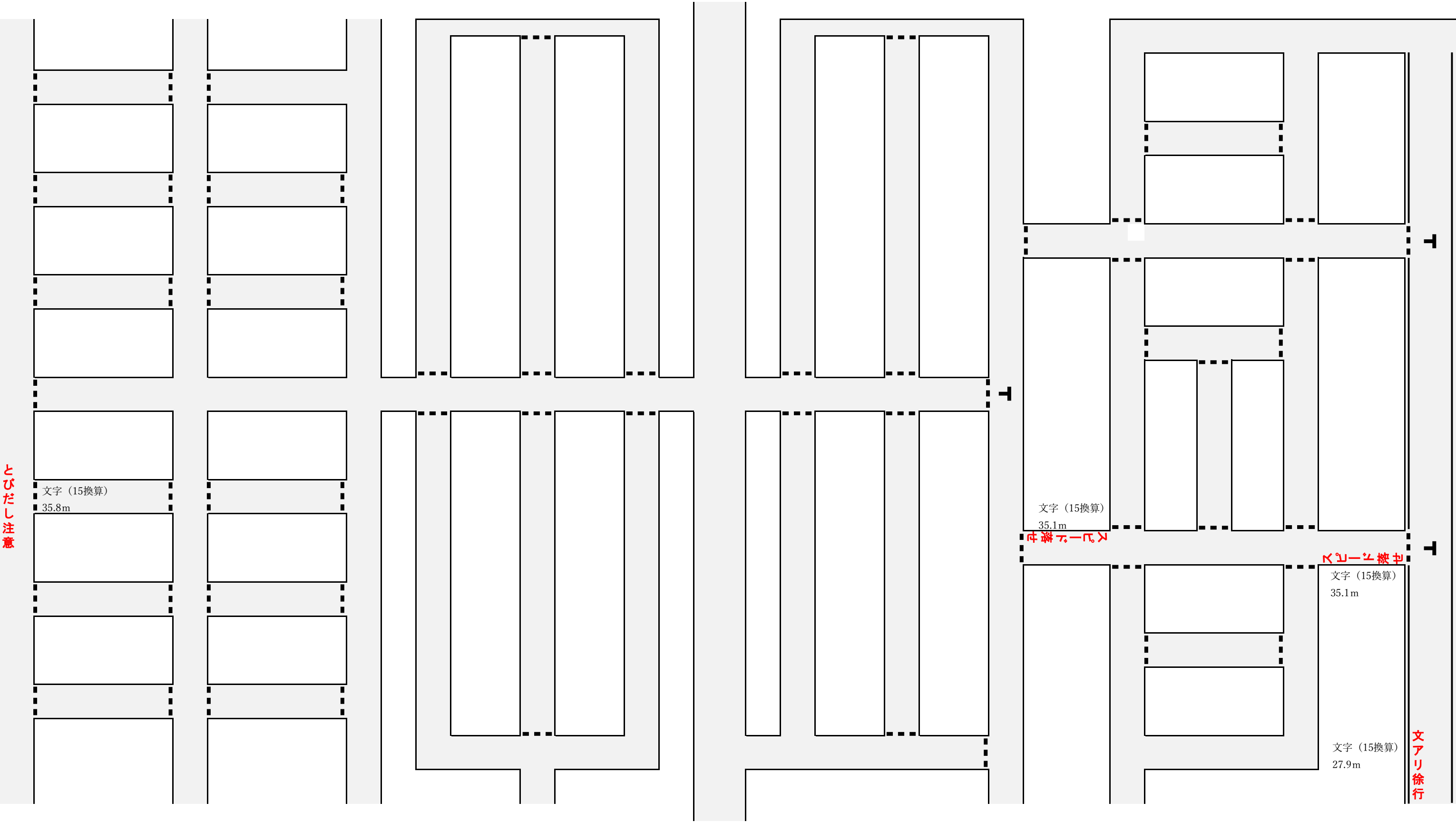
区画線施工図



区画線施工図



区 画 線 施 工 図



路 線 名	住宅地内	文 字	15cm換算	133.9	m
発 注 者	浦 安 市				